

令和7年度

袋井市森町広域行政組合
定期監査結果報告書

袋井市森町広域行政組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

袋井市森町広域行政組合における令和7年9月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市森町広域行政組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長、消防本部総務課長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和7年11月13日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 貴組合が管理する施設は、それぞれ供用開始から中遠聖苑は41年、中遠クリーンセンターは17年、袋井衛生センターは39年経過している。

各施設においては、日常の点検に加え、定期修繕、大規模修繕等により施設の維持管理に努め、安全で安定した稼働に引き続き努められたい。

火葬施設においては、新火葬場建設に向けた候補地の決定、中遠クリーンセンターにおいては、令和29年度までの稼働を見据えた基幹的設備改良工事の実施、袋井衛生センターにおいては、精密機能検査等による施設改良の検討など、それぞれの課題解消に向けて取り組んでいる。施設の将来に備え引き続き取り組まれたい。

新たな施設建設や施設の長寿命化のためには、多額の費用負担が想定され、構成市町の財政負担への影響など懸念される。本年度は基金運用など、財政負担の軽減に努められている。施設建設基金の創設について検討段階にあり、早急に着手され財政負担の平準化を図り、健全な財政運営に努められたい。

(2) 消防本部においては、今年度、火災予防条例の一部を改正し、1月から林野火災注意報制度の運用を開始している。全国的に林野火災が頻発し、袋井市内においても1月に林野火災が発生しているため、住民の火災予防意識の向上が図られるよう、今後においても火災予防広報活動に取り組まれたい。

「アクションプラン 2025」では、本年度までの5年間、消防力強化に繋がる施策に取り組まれた。また、本年度、策定した「アクションプラン 2030」については、高齢化や人口減少の見込まれる社会において、複雑・多様化し、かつ大規模化する災害に的確に対応し、住民の生命、財産を守るという消防の責務を果たすよう今後も継続して尽力されたい。

救急業務については、全国的にも高齢化や熱中症などによる搬送が増加傾向にあり、管内においても同様に、過去最多件数を更新する状況にある。救急業務の効率化・高度化に向けたDXの推進や救急搬送体制の強化などに努められたい。